

知立市危険空家解体促進費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民生活の安全・安心と良好な生活環境を確保するため、倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空家の解体工事を実施する者に対し予算の範囲内において交付する知立市危険空家解体促進費補助金（以下「補助金」という。）に関し、知立市補助金等交付規則（昭和46年知立市規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物をいう。

(2) 危険空家 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅であって、別表第1の（ろ）欄に掲げる各評定項目につき（は）欄に掲げる評定内容に応ずる（に）欄に定める評点を（い）欄に掲げる評定区分ごとに合計した評点の合計が100以上となる空家をいう。

(3) 所有者等 次のいずれかに該当する者（個人に限る。）をいう。

ア 危険空家の所有者（当該危険空家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者（以下「所有者」という。）。ただし、所有者が死亡している場合は、その法定相続人とされる者とする。

イ 危険空家が所在する土地の所有者（危険空家の解体について所有者の同意を得ている者に限る。）

ウ ア又はイに該当する者の同意を得て、補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者

(4) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可又は建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく県知事による登録を受けた事業者をいう。

(補助の対象)

第3条 この補助金交付の対象となる危険空家（以下「補助対象空家」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす危険空家とする。

- (1) 市内に存する1年以上使用されていない空家で、2分の1以上が居住の用に供されていたものであること。ただし、空家が長屋又は共同住宅の場合は、全戸において1年以上使用されていないものであること。
- (2) 木造であること。
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。
- (4) 個人が所有する空家であること。
- (5) 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても、当該権利の権利者が当該空家の解体について同意している場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していない個人であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 所有者等であること。ただし、所有者等が危険空家を共有し、又は相続している場合は、当該危険空家の解体について共有者又は相続人全員の同意があること。
- (4) 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項に規定する勧告を受けていないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助対象事業は、補助対象者が解体事業者等に依頼して行う補助対象空家の解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）であって、次に掲げる工事を除いたものとする。

- (1) 補助対象空家の一部を解体する工事
- (2) 他の制度等に基づく補助金等の交付の対象となる工事
- (3) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となる補助対象空家の解体工事

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象者が解体事業者等に支払った補助対象事業に係る費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助の対象となる経費（消費税及び地方消費税を除く。）の額に5分の4を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

る。

(判定申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、第11条の規定による交付申請しようとする14日前までに、危険空家判定申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 位置図(付近見取図)

(2) 当該危険空家が1年以上使用されていないことが分かる書類

(3) 現場写真(複数の方向から撮影されたものとし、一方向は正面玄関を含むものであること。)

(危険空家の判定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、現地調査を行い、当該建物が第2条第2号に定める危険空家に該当するか否かを判定するものとする。

(判定結果の通知)

第10条 市長は、前条の規定による判定をした場合は、危険空家判定結果通知書(様式第2)により、第8条の申請をした者に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 前条の規定により、危険空家に該当する旨の通知があった者で、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、知立市危険空家解体促進費補助金交付申請書(様式第3)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書(様式第4)

(2) 危険空家判定通知書(写し)

(3) 解体事業者等の解体工事登録証又は建設業許可証の写し(当該解体事業者等により原本証明の押印がされたものに限る。)

(4) 市税の納税証明書(完納を証するもの)

(5) 登記事項証明書又は所有者を確認できる書類

(6) 解体工事見積書(補助対象工事と補助対象外工事の部分を分けたもので、解体事業者等の記名及び押印のあるものに限る。)

(7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは補助金の交付決定をするものとする。

2 申請者は、当該会計年度内において、複数の空家を補助対象事業とした補助金の交付決定を受けることができないものとする。

(決定の通知)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、知立市空家解体促進費補助金交付決定通知書(様式第5)により、申請者に通知するものとする。

(事業の実施)

第14条 申請者が第12条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金を交付しない。

(補助対象事業の廃止)

第15条 申請者は、補助対象事業の廃止をしようとする場合は、知立市空家解体促進費補助金廃止届(様式第6)を市長に提出しなければならない。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請)

第16条 申請者は、補助対象事業の内容又は補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る知立市危険空家解体促進費補助金変更承認申請書(様式第7)により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請においては、第11条の規定を準用する。この場合において、添付する書類は、当該変更に係る書類に限るものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、知立市危険空家解体促進費補助金変更決定通知書(様式第8)により、申請者に通知するものとする。

(完了実績報告)

第17条 申請者は、補助対象事業が完了した場合は、その完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに、知立市危険空家解体促進費補助金実績報告書(様式第9)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 解体工事の工事請負(変更)契約書の写し又は請書の写し

(2) 請負代金請求書及び領収書の写し(施工業者又は委託業者の発行したものに限る。)

(3) 工事写真(着手前、工事中及び完了時が確認できるもの。)

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の決定)

第18条 市長は、前条に規定する報告があった場合は、その内容の審査を行い、相当と認めたときは、申請者に対し、検査結果通知書(様式第10)により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第19条 申請者は、検査結果通知書を受領した日から起算して10日以内に、知立

市危険空家解体促進費補助金請求書（様式第11）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第20条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第17条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

木造住宅の不良度の測定基準

(い)		(ろ)	(は)	(に)	(ほ)			
評定区分		評定項目	評 定 内 容	評点	最高評点			
1	構造一般の程度	(1)基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	1 0	4 5			
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	2 0				
		(2)外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの	2 5				
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1)基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	2 5	1 0 0			
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	5 0				
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	1 0 0				
		(2)外壁	ア 外壁の仕上材料の剥(はく)落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	1 5				
			イ 外壁の仕上材料の剥(はく)落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	2 5				
		(3)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥(はく)落又はずれがあり、雨もりのあるもの	1 5				
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥(はく)落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	2 5				
			ウ 屋根が著しく変形したもの	5 0				
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(1)外壁		ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	1 0	3 0
						イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	2 0	
(2)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			1 0				

4	排水設備	雨水	雨樋（どい）がないもの	10	10
備考 一の評定項目につき該当評定内容が二又は三ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。					